

## 食品安全委員会（第851回会合）議事概要

日時：令和4年3月15日（火） 14:00～14:22  
場所：食品安全委員会大会議室  
出席者：山本委員長外6名

### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・動物用医薬品 1品目  
豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン（エンテリゾールイリアイティス TF、同 FC、同 HC、同 HL）

#### →農林水産省及び担当の浅野委員から説明

本件について、平成26年1月27日付けの委員会決定の1に当たり、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるものと認められないものとして、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するとの審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

### （2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「グリカルピラミド」に係る食品健康影響評価について

#### →事務局から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「グリカルピラミドについては、『暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について』の3の（3）の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「*Bacillus subtilis* NTI04 (pHYT2TD) 株を利用して生産された  $\alpha$ -グルコシルトランスフェラーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「JPAo007 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「JPAo008 株を利用して生産されたアミノペプチダーゼ」に係る食品健康影響評価について

#### →事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「『*Bacillus subtilis* NT104 (pHYT2TD) 株を利用して生産された $\alpha$ -グルコシルトランスフェラーゼ』、『JPAo007 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ』及び『JPAo008 株を利用して生産されたアミノペプチダーゼ』については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。